

「戦争法廃止をめざす東大有志の会」は東京大学教職員組合との共催で沖縄問題に関する学習会を行ないました。

.....

- ◆ 日時：2016年2月17日（水）6時30分～8時
- ◆ 会場：東京大学教職員組合書記局
- ◆ テーマ：沖縄と憲法問題 — 辺野古問題を中心に考える
- ◆ 講師：安原 陽平氏（東京学芸大学教員）

.....

以下、当日の概要を報告します。

安原さんは、太平洋戦争中の「本土防衛の要塞」から冷戦期の「太平洋の要石」と位置づけが変化し、米軍基地の恒久化が進んだ沖縄の歴史的経緯を踏まえて、現在進行しつつある辺野古新基地建設において特に憲法とのかかわりでどのような問題が生じているのかについて報告されました。

辺野古新基地問題の発端は、1996年に橋本首相が普天間飛行場の返還を発表、1997年には「沖縄に関する日米特別行動委員会」での報告を受けて日米両政府で普天間移設に伴う辺野古沖の海上施設が合意されたところにあります。背景には、米軍による事件や事故によって噴出した県民の怒りを受けた1995年の大田県知事の代理署名拒否と日米地位協定の見直しの表明がありました。

稲嶺県知事は移設を容認したものの、名護市民をはじめ沖縄の人たちの根強い反対の声の中で2004年に移設に反対の立場をとる仲井真県知事が誕生、さらに2009年には民主党の鳩山首相が「国外、少なくとも県外」と述べ、2010年には移設反対の稲嶺氏が名護市長に当選、移設反対の動きが広がりました。しかし、2013年12月に仲井真県知事は減額されていた沖縄振興予算の増額を見返りに辺野古移設に必要な埋め立て承認決定を行ないました。これが現在に至るまで安倍政権の拠り所となっています。

これに対して沖縄県民は2014年の名護市長選挙、名護市議選挙、沖縄知事選挙、那覇市長選挙、那覇市議補選、衆議院総選挙などで辺野古新基地反対の候補を当選させ民意を明確に示しました。沖縄県民の基本的な要求は(1)普天間基地撤去、(2)特定の場所への基地の固定化の拒否、(3)沖縄県内における基地負担の軽減の3点にまとめられ、普天間基地にない新機能を持つ辺野古新基地の建設は基地機能の強化と固定化につながることから容認できないというものです。

2014年11月に誕生した翁長県知事は、県民の世論を受けて、2015年12月に仲居真前知

事の辺野古埋め立て承認を手続き的な瑕疵があるとして取り消しました。これに対して沖縄防衛局が行政不服審査法に基づく不服審査請求を行い、国交省は翁長県知事の取り消し処分の執行停止を決定しました。国の基本的立場は、普天間飛行場からの危険の除去の緊急性と辺野古移設は条約上の義務であり、移設をしないとアメリカとの信頼関係を損ね、外交防衛上の重大な不利益を生むというものです。本来国民に対して行政庁に対しての不服申し立ての道を開き、国民の権利利益の救済を図ることを主目的とする行政不服審査法を国の機関が用いること自体、立法趣旨からはずれ不当なことといえます。これに対して翁長知事は、2015年12月に行政事件訴訟法に基づき、上記国交相の執行停止決定の執行停止を求める申し立てを提訴しました。これについてはまだ口頭弁論すら開かれていません。一方で国も地方自治法に基づく辺野古代執行訴訟を2015年11月に提訴し、2016年1月30日に根本的な解決案（県は承認取り消しを撤回し、国は30年以内に基地を返還するか軍民共有するか米国と協議）と暫定的な解決案（国は工事を中止し、県と協議、折り合わなければ違法確認訴訟）の二案を提案し、沖縄県は、暫定的な提案に前向きと伝えられています。このような沖縄県と国の間で、3件の訴訟が進行しているのが現状です。

このように現状を整理したうえで、安原さんは、これまでの議論を参考にしながら、(1)政府の姿勢は法の支配、法治主義を逸脱している疑いがある、(2)日本全体の0.6%という面積に、75%の基地が存在するという明らかな構造的な差別が存在している、(3)憲法で保障されている地方自治がないがしろにしているのではないかと、(4)民意が否定されているという問題点を指摘しました。

さらに、安倍政権の、教科書の集団自決の強制の修正・削除の検定などの教育問題に関する姿勢や、異なる意見や報道に対する抑圧的な与党議員などの発言の問題などを取り上げ、改めて「自分のことは自分で決める、自分たちのことは自分たちで決める」という憲法の本質の危機的な状況を指摘しました。最後に、辺野古新基地建設に関する沖縄の主張は誤った主張であるという考えを否定することが何より必要であるとし、沖縄ほど自由が抑圧されたところもないし、逆に自由が発揮されたところもないと述べて報告を締めくくりました。

上記の講演を受けての質問や感想が話されました。主な内容を以下のようにまとめてみました。

1) 法の支配と法治主義の違い

法の支配は立憲主義の根拠となる権力の正統性に基づく議論から来ており、法治主義は人治主義に対する言葉として法に基づいていけばよいという考えで、由来が少し異なるが、第二次大戦後はそれほど大きな違いはないというのが通説になっている。

2) 辺野古移設の法的根拠、日米安保条約と憲法の二重支配

辺野古移設の根拠としては、日米安保条約に基づく「沖縄に関する日米特別行動委員会」の決定に基づく閣議決定であり、極めて弱いといわざるをえない。それゆえ、辺野古に基地を建設することを決めるのであれば、憲法 95 条に基づき住民投票の必要な特別法を制定する手続きを行うべきという意見もある。また、日本の法体系は憲法と日米安保条約との「二本立て」になっており、政府は日米安保の体系を優位に置いて「立憲主義」に反しているという見解もある。憲法 9 条のもとで自衛隊の違憲性は議論されているが、米軍基地の存在についてはほとんど議論されてきていないのが現状であろう。

3) 守るべき国益とは何か

現政権にとっての国益とはつまるところ米国に信頼されることではないか。

文責：藤本(光)